

## 亀山版 面的整備型児童発達支援体制の実施について

### 1. 児童発達支援に関する背景

#### (1) 児童発達支援に関する制度の推移

平成24年の児童福祉法改正に伴い、国から障がい児支援を強化する方針が示されました。この改正により、障がい種別に関わらず、子どもや家族にとって身近な地域で支援を受けられるよう、障がい種別ごとに分かれていた給付体系が再編・一元化され、その中で児童発達支援センターは、発達に配慮が必要な児童の通所事業所として位置づけられました。

また、令和4年の同法改正では、児童発達支援センターの福祉型・医療型の類型の一元化とともに、児童発達支援体制に求められる4つの中核機能の明確化が図られました。

また、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針においては、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（圏域含む）に少なくとも1か所以上設置することが基本とされました。

#### (2) 亀山市の児童発達支援の推移

本市では、平成17年度設置の子ども総合支援室をスタートに、臨床心理士、指導主事、保育士、保健師など専門職を中心とした、保健・福祉・教育・医療が連携した切れ目のない子ども・子育て支援を進めてきました。子どもたちが健やかに育ち、地域で生活できるよう、市が中心となり、多くの関係機関と連携を密に取りながら、児童発達支援体制に求められる機能の一部を発揮してきました。子ども総合支援室設置から20年近くが経過する中、保健・福祉・教育・医療の連携体制は着実に根付いており、一人ひとりの発達に応じたきめ細かい支援を行っているところです。

また、令和6年4月からは、子ども未来部の創設とともに、母子保健・児童福祉の両機能を備えたこども家庭センターを開設し、子ども支援グループを中心に、様々な専門職が発達検査や子どもの育ち相談、療育相談事業、園への訪問相談などを行い、児童発達支援施策を進めているところです。【資料1】

### 2. 国が示す地域における障がい児支援体制

#### (1) 児童発達支援体制に求められる4つの中核機能

児童発達支援体制に求められる中核機能は、次の4つの機能となっています。

##### ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

- ・子どもの発達全般や障がい特性・行動特性等のアセスメントによる適切な支援の提供
- ・高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障がいのある子どもや家族に対し、多職種が連携した支援の提供

##### ② 地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

- ・個別ケース支援を含めた地域の障がい児通所事業所等への支援

- ・ 事業所向けの研修・事例検討会等の開催による地域の事業所等における支援の質の向上
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能
  - ・ 保育所等訪問支援やスーパーバイズ等による保育所等の支援力の向上
  - ・ 研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知
- ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能
  - ・ 障がい児相談支援の指定、又はそれに準ずる相談機能の確保
  - ・ 乳幼児健診や親子教室等の各種施策等と連携した発達支援の入り口としての相談対応

## (2) 国が示す中核機能の整備モデル

令和6年7月に、こども家庭庁から示された「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」では、中核機能の発揮に係る地域の支援体制整備の形態に関し、以下の2つに大別しています。

- ・ 中核拠点型：児童発達支援センターが中心となって4つの中核機能を発揮する形
- ・ 面的整備型：児童発達支援センターだけでなく地域にある様々な機関が連携しながら4つの中核機能を発揮するなど、地域全体で中核機能を発揮する形

また、市町村には、地域で中核機能をどのように整備・発揮していくか、地域の支援体制の整備を主導し、地域の実情を把握の上、計画的に取組を進めていくことが求められています。児童発達支援センターの設置や、児童発達支援センターが中核機能を担うこと自体が最終的な目的ではなく、子どもや家族に対して、身近な地域で4つの中核機能を提供できる地域の支援体制を整え、それを機能させることが最終的な目的であるとされています。

## 3. 亀山版 面的整備型児童発達支援体制

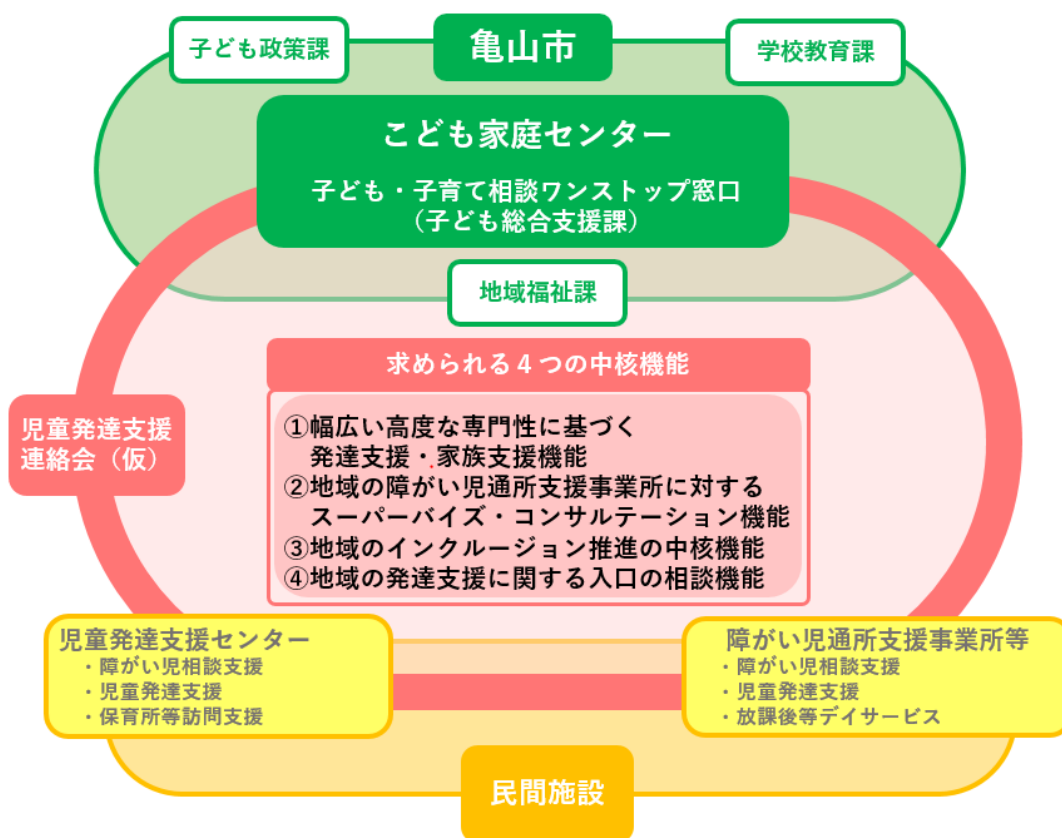
本市では、これまで様々な児童発達支援施策を展開するとともに、児童発達支援体制に求められる機能の確保に努めてきました。また、以前より市内の障がい児通所支援事業所等においては、相談体制や発達支援の提供、放課後等の居場所づくりなども実施されています。これに加え、令和7年4月には、民間の児童発達支援センターが市内に開設されることで、より専門的な支援やその機会の確保が期待できるところです。【資料2】

本市の児童発達支援体制については、本市がこれまで進めてきた児童発達支援の取組や地域資源を土台として、市が中心となり、行政（こども家庭センター等）と民間施設（児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等）との公民連携による「面的整備型児童発達支援体制」で、4つの中核機能を提供していきます。

また、発達に支援が必要な子どもは、発達段階や特性などが一人ひとり大きく異なることもあり、その個別性を十分に理解し、適切なアセスメントに基づいた支援を提供することが求められています。本市の支援体制をより深化させるため、こども家庭センターや児童発達支援センター、障がい児通所支援事業所等による（仮）児童発達支援連絡会を設置し、情報交換や地域課題を話し合い、連携を強化していきます。

こども家庭センターでは引き続き、子ども・子育て相談のワンストップ窓口として子どもに関するあらゆる相談を受け付け、個々のニーズに応じた支援につなげていきます。そして、支援を必要とするすべての子どもとその家族に切れ目なく・漏れなく支援が行き届くよう、「点」ではなく「面」として地域全体で4つの中核機能を発揮し、本市の児童発達支援を進めていきます。

## 亀山版「面的整備型児童発達支援体制～地域全体で中核機能を発揮～」



亀山版 面的整備型児童発達支援体制

中核機能	中核機能確保のための取組		行政		民間施設	
			こども家庭センター	その他行政 (子ども政策課 (地域福祉課) (学校教育課))	児童発達支援センター	障がい児通所支援事業所等
中核機能① 幅広い高度な専門性に 基づく発達支援・家族 支援機能	療育手帳相談	児童相談所による療育手帳相談・判定	○			
	発達検査	心理士による発達検査	○		○	
	療育相談	集団適応や個別ニーズに合わせた相談や小集団での療育	○	○ 保育園・幼稚園		
	発達支援保育検討会議 教育支援委員会	発達支援等の必要な子どもに対し、支援の程度並びに 介助員等の要否及び配置割合の判定とその配置	○	○ 子ども政策課 学校教育課		
	障がい福祉サービス受給者 証の発行	障がい福祉サービス利用のための受給者証の発行		○ 地域福祉課		
	ママチャレ教室	家族の日常生活の困り感を軽減できるよう、子どもと 関わる方法を習得するペアレントトレーニングプログラムの実施	○			
	ことばの個別相談	1歳6か月健診・3歳児健診等で、発語や吃音などこ とばの発達が気になる子どもを対象にした言語聴覚士 による相談支援	○			
	児童精神科による医療相談	児童発達の専門医による医療相談	○			
	KUKS	小山田記念温泉病院による小児リハビリテーションプ ログラムの実施	○			
	児童発達支援	日常生活の動作のトレーニングや集団生活への適応訓 練、コミュニケーションの円滑化などに向けた支援			○	○
	理学療法士・作業療法士等 による専門的療育	専門的な観点から個々に合わせた療育の実施			○	
重症心身障がい児支援	医療と福祉の両面からの生活支援・体調や成長発達に 合わせた活動援助			○		
放課後デイサービス	授業の終了後又は休校日に、施設に通わせ、生活能力 の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの 支援				○	
中核機能② 地域の障がい児通所支 援事業所に対するスー パーバイズ・コンサル テーション機能	連携体制の構築	市内の児童発達支援センターや障がい児通所支援事業 所（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業 所）等との連携体制の構築	○			
研修会の開催等	支援の質向上を目指した事業所向けの研修や事例検討 等の開催			○		
中核機能③ 地域のインクルージョ ン推進の中核機能	保育所等への訪問支援	園や学校などを訪問し、子どもへの関わり方や指導方 法などの工夫改善や集団生活への支援	○	○ 保育園・幼稚園 小学校	○	
	CLM方式の啓発と普及	みえ発達障がいアドバイザーによる、CLM方式を活用 したクラス運営の支援と保育士の資質向上	○	○ 保育園・幼稚園		
	発達支援スキルアップ研修 (介助員研修)	様々な発達障がいの理解と介助員等の資質向上を目的 とした研修	○	○ 学校教育課		
	園から学校へのつなぎ支援	教育委員会と兼務の教員（指導主事）を配置し、教育 と福祉の連携を密にし、支援の必要な子どもに関わる 情報連携と相談・支援	○	○ 保育園・幼稚園 小学校		
中核機能④ 地域の発達支援に関す る入口としての相談機 能	計画相談	個々のニーズや課題、目標に合わせて一人ひとりに適 した障害福祉サービス等利用計画の立案			○	○
	相談支援	臨床心理士、保健師、保育士等、専門スタッフによる 子どもに関する相談支援	○	○ 保育園・幼稚園	○	
	のびのび教室 のびのびクラブ	1歳6か月健診・3歳児健診等で発達や子どもとのか かわりに心配事がある親子を対象に、遊びの中で気づ きや学びを体験できる教室の実施（個別相談も対応）	○			

## ■市内の障がい児福祉サービス施設一覧

名称	所在	児童発達支援	放課後デイ	障害児相談支援	保育所等訪問支援	運営（設置）者
サクラサクラ相談支援センター	川合町			○		あんしん介護㈱
サクラサクラ放課後等 デイサービスセンター	川合町		○			
さくらさくらスクール亀山南	菅内町		○			
子ども・子育てサポートセンター 時の旅人	北鹿島町	○	○			(一社)風
亀山市社会福祉協議会 指定障害児相談支援事業所	若山町			○		(社福)亀山市社会福祉協議会
放課後等デイサービス デイジー	羽若町		○			(NPO)バウムカウンセリングルーム
相談支援ミーサ	川崎町			○		(一社)ハル
すまいるりんぐ天神	天神3丁目		○			㈱丸の内福祉会
エイド	関町木崎	○	○			㈱leiサポート
相談支援事業所エイド	関町木崎			○		
エイド川崎	能褒野町		○			
エイド亀山	東御幸町	○	○			
【R7.4月開所】 エンジョイウェルヴィレッジ	能褒野町	○		○	○	(社福)エンジョイ福祉会

※運営(設置)者五十音順

## ■児童発達支援センターの概要(令和7年4月開所予定)

児童発達支援センター「エンジョイウェルヴィレッジ」

運営者：社会福祉法人 エンジョイ福祉会

所在地：亀山市能褒野町

事業内容：児童発達支援、重症心身障がい児支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援

対象年齢：未就学児